

改正後	改正前
<p>一・二 (略)</p> <p>三 安衛則別表第三令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械の運転の業務の項第二号の厚生労働大臣が定める者は、建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定(以下「建設機械施工管理技術検定」という。)のうち、一級の技術検定に合格した者で第二次検定においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定める等の件(令和三年国土交通省告示第百二号。以下「国交省告示」という。)に定められた第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者とする。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 安衛則別表第三令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第三号に掲げる建設機械の運転の業務の項第二号の厚生労働大臣が定める者は、建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で第二次検定において基礎工用建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で国交省告示に定められた第一種から第五種までの種別に該当するものに合格した者とする。</p> <p>六 安衛則別表第三令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号1に掲げる建設機械の運転の業務の項第二号の厚生労働大臣が定める者は、建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で第二次検定においてショベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で国交省告示に定められた第一種又は第三種から第六種までの種別に該当するものに合格した者とする。</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 安衛則別表第三令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械の運転の業務の項第二号の厚生労働大臣が定める者は、建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定(以下「建設機械施工技術検定」という。)のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号(以下「建設省告示」という。)に定められた第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者とする。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 安衛則別表第三令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第三号に掲げる建設機械の運転の業務の項第二号の厚生労働大臣が定める者は、建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験において基礎工用建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で建設省告示に定められた第一種から第五種までの種別に該当するものに合格した者とする。</p> <p>六 安衛則別表第三令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号1に掲げる建設機械の運転の業務の項第二号の厚生労働大臣が定める者は、建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で建設省告示に定められた第一種又は第三種から第六種までの種別に該当するものに合格した者とする。</p>

七・八 (略)

九 安衛則別表第三令第二十条第十四号の業務の項第二号の厚生労働大臣が定める者は、建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で第二次検定においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で国交省告示に定められた第二種から第六種までの種別に該当するものに合格した者とする。

十・十一 (略)

七・八 (略)

九 安衛則別表第三令第二十条第十四号の業務の項第二号の厚生労働大臣が定める者は、建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で建設省告示に定められた第二種から第六種までの種別に該当するものに合格した者とする。

十・十一 (略)